

創成川融雪管運転管理業務

仕 様 書

1 業務目的

本業務は、札幌市の雪対策事業の一環として使用する創成川融雪管の運転操作監視、保守点検及び場内作業等を行うものである。

2 業務場所

札幌市北区麻生町 8 丁目 1 番 15 号 創成川水再生プラザ内

札幌市東区北 2 7 条東 1 丁目～北 4 6 条東 1 丁目 創成川融雪管

3 業務内容

(1) 監視業務

投雪のある日に監視室で行う次の業務

- ・監視操作盤の監視

(2) 保守点検業務

投雪期間中、監視室及び場内で行う次の業務

- ・運転操作、整備、点検
- ・整備により発生した汚物・不要品の処理
- ・ポンプ井の浮遊物かき揚げ及び指定場所までの運搬
- ・監視室の清掃、玄関の除雪
- ・場内の整理整頓
- ・水質検査用の流出水路からの採水及び運搬

(3) 運転開始及び終了時点検業務

投雪期間開始及び終了時に行う次の業務

(投雪開始前点検)

- ・監視室、計器類の点検、動作確認
- ・中間ゲート本体・開閉器、除塵機等の点検、動作確認
- ・除塵機下部スクリーンの据付
- ・建築設備の点検
- ・送水試験

(終了時点検：別途発注の管内清掃業務終了時)

- ・監視室、計器類の点検、動作確認、清掃、養生

- ・ 中間ゲート本体・開閉器、除塵機等の点検、清掃、養生
- ・ 除塵機下部スクリーンの撤去（再使用）
- ・ 建築設備の点検、清掃、養生
- ・ ITV 設備の点検、清掃、養生
- ・ 流入水路の点検、清掃

（４） I T V 設備点検業務

投雪期間開始時に I T V 技術者が行う精密点検

（５） 流雪溝運転時点検業務

投雪期間終了後にも流雪溝が運転している日に行う次の業務

- ・ 施設の点検及び除塵機の運転操作

（６） 臨時対応業務

- ・ 停電・故障・水温異常時等に行う運転操作監視、保守点検及び整備
- ・ 整備不能なものに対する委託者の指示事項

（７） 安全対策業務

- ・ 投雪期間開始及び終了時に中間ゲートマンホール（北 37 条付近）で行うカメラ点検等の作業中に必要な保安要員の配置

4 業務予定期間

（１） 予定融雪管運転期間 令和 5 年 1 月 5 日～令和 5 年 3 月 5 日（60 日間予定）

（気候条件によっては変更あり）

（２） 予定融雪管投雪運転日数 20 日（昼間・夜間投雪体制）

業務量の最小単位は半日とし、次を目安とする。

昼間投雪 7 時～ 19 時

夜間投雪 19 時～ 7 時

（３） 予定保守点検日数 60 日（融雪管運転期間毎日とする）

（４） 予定流雪溝運転時点検日数 10 日

（５） 臨時対応業務予定時間 10 時間

5 提出書類

（１） 業務履行前までに

- | | | | |
|--------------|-----|---|---------------|
| ア 業務代理人指定通知書 | 1 部 | — | 2 枚割印 |
| イ 業務代理人経歴書 | 1 部 | — | （労働基準監督署印は不要） |
- 所定の様式があるので業務主任と打合せること。

（２） 完了時

- | | |
|-----------|-----|
| ア 完了届 | 1 部 |
| イ 業務委託内訳書 | 1 部 |
- 所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(3) 随時

- ア 業務日報
 - イ 融雪監視日誌
 - ウ 点検・整備報告書（通常点検、流雪溝運転時点検、故障時対応等）
 - エ 業務写真
 - オ その他業務主任の指示による書類
- 様式は業務主任と打合せること。

6 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。
- (2) 単価契約における出来高（時間、日数）は、端数処理せず日々の出来高の合計とする。
ただし、時間と日数の位取りは次のとおりとする。

- ア 監視業務の日数 0.5 日単位
- イ 保守点検業務の日数 1 日単位
- ウ 流雪溝運転時点検業務の日数 1 日単位
- エ 臨時対応業務の時間 1 時間単位

7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。
また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 留意事項

- (1) 本仕様書において疑義が生じた場合には、業務主任と速やかに協議すること。
- (2) 運転に支障がある警報、故障、事故が発生した場合には、応急処置、緊急対応を行い、速やかに状況を業務主任に報告すること。
- (3) マンホール内や管内での作業の場合、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、作業前に測定した酸素・硫化水素・可燃性ガスの濃度等を記録し保存すること。
- (4) 本業務は 24 時間体制となるため、業務従事者の労働環境を十分考慮するとともに、業務従事者の健康状況の把握を徹底し、発熱等の症状により感染症の疑いがある従事者は、業務に従事させないよう可能な限り協力体制を確保すること。
また、業務従事者が感染症に感染した場合は、速やかに委託者に連絡することができるよう連絡体制を確保すること。
- (5) 除塵機下部スクリーンに関すること
 - ア 除塵機下部スクリーン取外し時には、スクリーンに付着したごみを取除き、業務主任が指定する場所におくこと。
 - イ 除塵機下部スクリーン固定用ボルト等に不具合が生じている場合には業務主任に報告し、札幌市が保管している予備ボルト等に交換すること。
 - ウ 融雪管内に除塵機下部スクリーンの柱・パネルを搬出入する場合には、融雪管 B1F に設置されているテルハクレーン（吊上げ重量 4.9t）を使用することができる。このクレーンを使用する場合は、関係法令を遵守すること。
- (6) その他
この仕様書に定めのない事項については、業務主任の指示に従うこと。